第3節海賊対処への取組

海賊行為は、海上における公共の安全と秩序の維持に対する重大な脅威である。特に、海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存しているわが国にとっては看過できない問題である。国連海

洋法条約¹においては、すべての国が最大限に可能な範囲で海賊行為の抑止に協力するとされており、わが国としても国際的な責任を積極的に果たしていくことが必要になっている。

1 基本的考え方

海賊行為には、第一義的には、警察機関である海上保安 庁が対処するが、海上保安庁では対処することが不可能ま たは著しく困難と認められる場合には、自衛隊が対処する ことになる。

2 海賊行為の発生状況と国際社会の取組

近年、ソマリア沖・アデン湾の海域においては、機関銃やロケット・ランチャーなどで武装した海賊による事案が多発・急増している。ソマリア沖・アデン湾の海賊はわが国を含む国際社会への脅威であり、緊急に対応すべき課題である。

(図表Ⅲ-3-3-1参照)

08(同20)年6月に採択された国連安保理決議第1816号をはじめとする累次の決議」において、各国は、ソマリア沖・アデン湾における海賊行為を抑止するための行動をとるよう要請されており、特に軍艦および軍用機を派遣することを要請されている。

これまでに、米国など約30か国²がソマリア沖・アデン湾に軍艦などを派遣している。また、欧州連合(EU)は、08 (同20)年12月、海賊対処のための作戦(アタランタ作戦)の開始を決定して、国連世界食糧計画(WFP)の物資を輸送 United Nations World Food Programme する船舶の護衛や同海域の警戒などを実施しており、北大西洋条約機構(NATO)も、09(同21)年8月、NATOとしての海賊対策作戦(オーシャンシールド作戦)を開始した。

各国は、現在も引き続き、ソマリア沖・アデン湾の海賊 に対して重大な関心を持って対応しており、EU・NATO とともに12(同24)年3月に活動の期限を14(同26)年末まで延長することを決定した。

図表 Ⅲ-3-3-1

ソマリア沖・アデン湾における海賊等事案の発生状況 (東南アジア発生件数との比較)



(注) 資料は、国際商業会議所(ICC)国際海事局(IMB)のレポートによる。

- 1 海洋法に関する国際連合条約<http://www.mofa.go.jp/Mofaj/Gaiko/Kaiyo/law.html>参照
- 2-1 ほかに、08(平成20)年決議第1838号、1846号、1851号、09(同21)年決議第1897号、10(同22)年決議第1918号、1950号、11(同23)年決議第1976号および2020号がある。
 - 2 米国のほか、英国、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、ギリシャ、デンマーク、オランダ、ポルトガル、スウェーデン、ノルウェー、ベルギー、カナダ、ロシア、トルコ、シンガポール、インド、中国、韓国、マレーシア、サウジアラビア、イエメン、ケニア、オーストラリア、パキスタン、バーレーンなどが派遣している。

わが国の取組

海賊対処行動のための法整備

09(平成21)年3月、ソマリア沖・アデン湾においてわが 国関係船舶を海賊行為から防護するために、自衛隊法第82 条の規定により、閣議決定に基づく内閣総理大臣の承認を 経て、防衛大臣が海上における警備行動(海上警備行動)を 発令し、必要な行動をとることとした。

この命令を受け、護衛艦2隻(「さざなみ」および「さみだ れ」)がわが国を出発し、同月からわが国関係船舶の護衛を 行った。また、広大な海域における海賊対処をより効果的 に行うため、同年5月、固定翼哨戒機P-3Cを派遣する命 令も発出し、同年6月よりアデン湾において警戒監視など を開始した。

その後、国連海洋法条約に則し、わが国が、関係者や関

係船舶の国籍・船籍を問わず海賊行為を処罰し、抑止し、 取り締まることにより、海賊行為に適切かつ効果的に対応 するため、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関す る法律」(海賊対処法)が、09(同21)年7月から施行され た。これに基づき、防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を得 た上で、1年間海賊対処行動を実施することとした。

当初発令した海上警備行動では、日本に関係する船舶の み防護可能であったが、本法律では、船籍を問わず、すべ ての国の船舶を海賊行為」から防護することが可能となり、 また、民間船舶に接近するなどの海賊行為を行っている船 舶の進行を停止するために他の手段がない場合、合理的に 必要な限度において武器の使用が可能となった。

(図表Ⅲ-3-3-2参照)

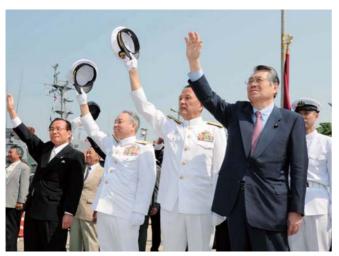
参照 資料22・23・54

図表 Ⅲ-3-3-2 海上警備行動と海賊対処行動の比較

行動類型	海上警備行動	海賊対処行動
発令要件	海上における人命もしくは財産の保護または治安の維持 のため特別の必要がある場合	海賊行為に対処するため特別の必要がある場合
発令権者・ 発令手続	防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て発令	・防衛大臣が内閣総理大臣の承認を得て発令 ・防衛大臣は、内閣総理大臣の承認を受けようとするときは、対 処要項を作成して内閣総理大臣に提出
国会報告	規定はない。	内閣総理大臣は、海賊対処行動を承認したときおよび同行動が終 了したとき、遅滞なく国会に報告
保護対象船舶	わが国関係船舶	あらゆる船舶
自衛隊の権限	海上保安庁法第16条(付近にある人及び船舶に対する協力の求め)、第17条第1項(質問・立入検査)および第18条(航路の変更や停船等)の準用(自衛隊法第93条)	海上保安庁法第16条(付近にある人及び船舶に対する協力の求め)、 第17条第1項(質問・立入検査)および第18条(航路の変更や停船等) の準用(海賊対処法第8条)
武器の使用 (注)	警察官職務執行法第7条の準用により、自己もしくは他人に対する防護または公務執行に対する抵抗の抑止を目的として、事態に応じ合理的に必要とされる限度において武器を使用することが可能。ただし、正当防衛、緊急避難などに該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。	・同左 ・このほか、現に行われている他の船舶への著しい接近や付きまとい等の海賊行為の制止にあたり、当該海賊行為を行っている者が、他の制止の措置に従わず、なお船舶を航行させて当該海賊行為を継続しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他に手段がないと信ずるに足りる相当な理由があるときには、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度において武器を使用することができる。

(注) いずれの行動においても、自衛隊法第95条(武器等の防護のための武器の使用)の規定による武器の使用が可能

¹ 海賊対処法に定める海賊行為とは、船舶(軍艦及び各国政府が所有し又は運航する船舶を除く。)に乗り組み又は乗船した者が、私的目的で、 公海(国連海洋法条約に規定する排他的経済水域を含む。)又は我が国の領海若しくは内水において行う①暴行若しくは脅迫を用い、又はその 他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶を強取し、又はほしいままにその運航を支配する行為、②暴行若しくは脅 迫を用い、又はその他の方法により人を抵抗不能の状態に陥れて、航行中の他の船舶内にある財物を強取し、又は財産上不法の利益を得、若 しくは他人にこれを得させる行為、③第三者に対して財物の交付その他義務のない行為をすること又は権利を行わないことを要求するため の人質にする目的で、航行中の他の船舶内にある者を略取する行為、④強取され若しくはほしいままにその運航が支配された航行中の他の 船舶内にある者又は航行中の他の船舶内において略取された者を人質にして、第三者に対し、財物の交付その他義務のない行為をすること 又は権利を行わないことを要求する行為、⑤①~④のいずれかに係る海賊行為をする目的で、航行中の他の船舶に侵入し、又はこれを損壊 する行為、⑥①~④のいずれかに係る海賊行為をする目的で、船舶を航行させて、航行中の他の船舶に著しく接近し、若しくはつきまとい、 又はその進行を妨げる行為、⑦①~④のいずれかに係る海賊行為をする目的で、凶器を準備して船舶を航行させる行為、のいずれかの行為 をいう。



第12次派遣海賊対処行動水上部隊を見送る田中防衛大臣(当時)



300回護衛達成(アデン湾 11(平成23)年11月13日)

2 自衛隊の活動

(1)活動実績

現在派遣されている2隻の護衛艦は、アデン湾を往復し ながら民間船舶を護衛している。護衛方法としては、まず アデン湾の東西に一か所ずつ定められた集合地点におい て、護衛の対象となる民間船舶の受け入れ作業を行う。そ の際、性能などが異なる民間船舶を海賊から効果的に防護 するため、最適な陣形となるよう調整する。アデン湾を護 衛船団が航行する際には、船団の前後を護衛艦が守り、護 衛艦に搭載された哨戒ヘリコプターも、上空から船団の周 囲を監視している。このように昼夜を問わず船団の安全確 保に万全を期しつつ、アデン湾を約2日ほどかけて通過し ていく。また、護衛艦には8名の海上保安官が同乗2し、 必要に応じて、司法警察活動ができるよう、自衛隊は海上 保安庁と協力して活動している。12(同24)年5月31日現在 で、2.672隻が、護衛艦に守られて、1隻も海賊の被害を こうむることなく、安全にアデン湾を通過している。わが 国の経済のみならず、世界経済にとっての大動脈たる本海 域において、自衛隊の行う護衛活動が生み出した安心感 は、大きなものである。

なお、風浪が小さく海賊の活動海域が拡大する非モンスーン期(3月~5月、9月~11月)においては、護衛航路を東方へ約200km延長して護衛活動を行っている。 (図表Ⅲ-3-3-3参照)

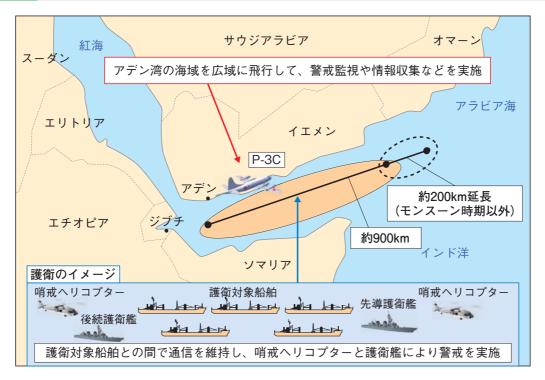


護衛艦に先導される船団(船団前方上空から撮影)

ジブチ共和国に活動拠点を置く哨戒機(P-3C)も、日本の面積に匹敵するほど広大なアデン湾を、航続力を発揮して警戒監視を行っている。ジブチを飛び立ったP-3Cは、アデン湾を航行する無数の船舶の中に、不審な船舶がいないかどうか確認作業を行っている。同時に、護衛活動に従事する護衛艦や他国の艦艇、そして周囲を航行する民間船舶に対し情報提供を行い、また、求めがあればただちに周囲が安全かどうか確認するなど、きめ細やかな対応をとっている。2機のP-3Cを派遣している自衛隊は、同様に哨戒機を派遣している各国と協調しつつ、ほぼ連日にわたり警戒監視活動を行っている。

自衛隊のP-3Cが収集した情報は、常時、海賊対処に従事する米国などの各国派遣部隊や関係機関と共有され、海賊行為の抑止や、海賊船と疑われる船舶の武装解除といった成果に大きく寄与している。この海域において海賊対処

図表 Ⅲ-3-3-3 自衛隊による海賊対処のための活動





第9次派遣海賊対処行動航空隊を迎える下条防衛大臣政務官

活動を効果的に行うためには、各国海軍との連携が重要であることから、派遣部隊は機会を捉えて意見交換、情報交換などを行い交流を促進している。

09(同21)年6月に任務飛行を開始して以来、12(同24)年5月31日現在で飛行回数は689回を数え、のべ飛行時間は5,330時間に及んでいる。識別作業を実施した船舶は約5万3,000隻であり、周囲を航行する船舶や、海賊対処に取り組む諸外国に情報の提供を行った回数は約6,200回となっている。

また、本海賊対処行動にあたっては、陸上自衛官が活動



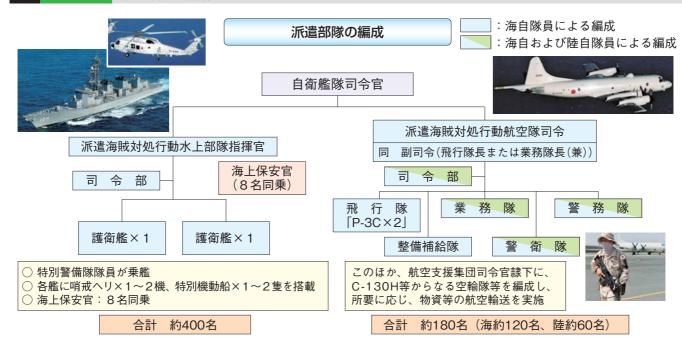
ジブチ自衛隊活動拠点を訪問する米海軍第5艦隊司令官(中央)

拠点におけるP-3Cやその他の装備品の警護を行っているほか、航空隊の司令部要員などとしても活動しており、自衛隊として初めての統合部隊として編成されている。このほか、空自も、本活動を支援するため、輸送機(C-130)や多用途支援機(U-4)からなる空輸隊を編成している。(図表Ⅲ-3-3-4参照)

(2)海賊対処行動を継続する必要性について

ソマリア沖・アデン湾では、12(同24)年も昨年同様、 乗っ取りなどの海賊行為が発生しており、日本関係船舶に 対する海賊襲撃事案も発生していることから、引き続き予

図表 Ⅲ-3-3-4 派遣部隊の編成



断を許さない状況にある。また、日本船主協会などからも引き続き海賊対処に万全を期して欲しい旨、継続的に要請を受けているほか、国際的にも、NATOやEUが活動を継続する決定を行っており、わが国が海賊対処を行っていかなければならない状況に大きな変化はない。

(3) ジブチ自衛隊活動拠点の運用

防衛省・自衛隊は、派遣海賊対処行動航空隊を効率的かつ効果的に運用するため、ジブチ国際空港北西地区に活動

拠点を整備し、11(同23)年6月から活動拠点を運用している。この活動拠点は、司令部などのための事務所、隊員が居住する宿舎、整備格納庫および駐機場(収容機数3機)などから構成されており、航空隊のほか、水上部隊の隊員なども利用している。

ジブチ自衛隊活動拠点の安定的運用のため、派遣された 部隊はジブチ政府機関や在ジブチ米軍などと定期的に情報 交換を行うなど、連携を保持するとともに、ボランティア 活動などを通じてジブチ国民との交流を深めている。



ジブチ干ばつにともない、日本船主協会から提供された支援物資をDouda小学校(ジブチ)の子供たちへ手渡しする派遣海賊対処行動航空隊司令(左)



ジブチ自衛隊活動拠点を視察する渡辺防衛副大臣(中央)



コラム

VOICE解説

A&O

ジブチ自衛隊活動拠点で勤務する隊員の声

第9次派遣海賊対処行動航空隊 広報班長 1等海尉 青木 正憲

私は、11(平成23)年12月から第9次派遣海賊対処行動航空隊の広報班長として、ジブチ共和国に派遣され、 広報活動業務に邁進してきました。本稿では、ジブチでの任務遂行に適した拠点周辺環境の構築に資するべ く取り組んできた現地交流について取り上げます。

部隊では、これまで様々な形で現地交流を行ってきましたが、私の派遣期間中は、過去に交流実績のない 拠点周辺の学校と新たに関係を築き、支援品の寄贈や文化交流を通じて交流の幅を広げてきました。そこで 見たものは、日本とは異なり鉛筆1本が貴重な環境ながら、目を輝かせて先生の授業を受ける生徒達の姿で あり、その純粋な眼差しは一生忘れることのできないものです。

また、ある小学校の校長からは「日本は昨年大地震に遭って、津波などで甚大な被害を受け多くのものを失っ たばかりなのに、どうして他国の住民に援助することができるのか。本当に有難う。」と声を掛けられました。 日本人の持つ '真心' は、他国との友好関係構築に寄与できるものだと改めて気付かされた瞬間でした。



小学校関係者と調整を行う筆者



交流を行った学校での記念撮影(最後列左から2番目が筆者)

わが国の取組への評価

わが国自衛隊による海賊対処活動は、各国首脳を含む国 際社会から、感謝の意が表されるなど、高く評価されてい る。また、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処に従事 する海上自衛隊に対し、護衛を受けた船舶の船長や、船主 の方々から、安心してアデン湾を航行できた旨の感謝や、 引き続き護衛をお願いしたい旨のメッセージが多数寄せら れている。寄せられたメッセージの数は、1次隊から10次

隊まで合計して2,040通にも上っている。

このように、これまで自衛隊の行っている護衛活動にお いては、全く海賊行為が行われることなく、完全に安全を 保って任務を達成しているところである。